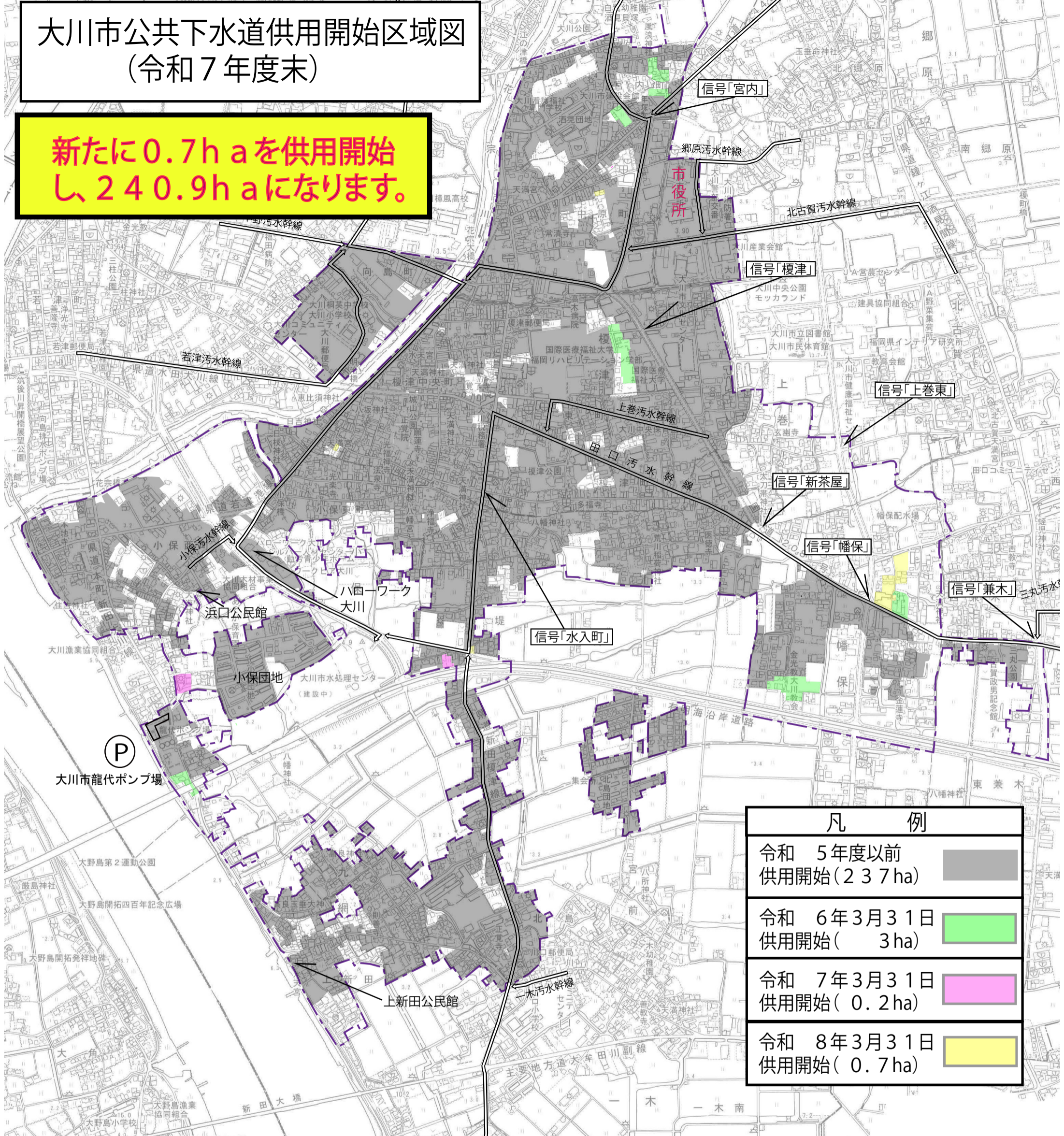


大川市公共下水道供用開始区域図 (令和7年度末)

新たに0.7haを供用開始し、240.9haになります。



凡 例	
令和 5年度以前 供用開始(237ha)	■
令和 6年3月31日 供用開始(3ha)	■
令和 7年3月31日 供用開始(0.2ha)	■
令和 8年3月31日 供用開始(0.7ha)	■

3月31日から新たに 酒見、榎津、幡保、津地区の一部で 公共下水道が使用できるようになりました。

下水道は、各家庭や事業所等から排出された汚水を集め、きれいにすることで生活環境を良くし、公共用水域の水質を保全するという重要な役割を担っています。美しい自然環境を子供たちに残すため、早めのご利用をお願いします。また新たに供用を開始する区域内で、対象となる皆さんには受益者負担金の納付をお願いします。納付の方法などについては後日お知らせします。

なお、受益者負担金の賦課対象区域については、4月1日に告示し、4月1日(水)～4月15日(水)まで縦覧を行います。

問い合わせ:市上下水道課(電話:85-7019)